

1 行政委員会

1 農業委員会

【農業委員会事務局】

農地等の利用関係の調整、農地等の利用の最適化の推進、農地等の諸証明その他農地に関する事務を執行する。

(1) 委員の構成

◎定数

○農業委員会委員 14人

○農地利用最適化推進委員 13人

(2) 農地関係処理件数および面積（面積単位：a）

申請区分	平成 30		令和元		令和 2		令和 3		令和 4	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
農地法第 3 条	25	349	28	342	27	538	33	622	17	352
農地法第 4・5 条	675	3,330	568	2,586	596	2,620	660	3,069	627	4,668
農地法第 18 条	6	77	6	87	6	154	7	137	5	36

(3) 国有地売却状況（面積単位：m²）

区分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
筆数	0	0	0	0	0
面積	0	0	0	0	0

(4) 農地法第 4・5 条転用目的別処理状況（令和 4 年度）（面積単位：m²）

転用目的別	件数	田	畑	計	比率 (%)
1. 農家住宅	1	0.00	403.00	403.00	0.09
2. 一般個人住宅	156	1,655.40	20,897.01	22,552.41	4.83
3. 集団住宅その他	205	20,571.75	151,956.02	172,527.77	36.96
4. 工業・鉱業用地	0	0.00	0.00	0.00	0.00
5. 学校用地	0	0.00	0.00	0.00	0.00
6. 公園・運動場用地	1	0.00	126.00	126.00	0.03
7. 道水路・鉄道用地	84	659.70	5,396.05	6,055.75	1.30
8. 農林漁業施設	0	0.00	0.00	0.00	0.00
9. 官公署病院等公共施設	4	0.00	6,790.00	6,790.00	1.45
10. 商業・サービス業施設	15	1,497.00	15,877.92	17,374.92	3.72
11. 植林用地	0	0.00	0.00	0.00	0.00
12. レジャー用施設	1	0.00	5,911.19	5,911.19	1.26
13. その他	160	175,328.60	59,762.94	235,091.54	50.36
合計	627	199,712.45	267,120.13	466,832.58	100.00

行政委員会

(5) 農地法の許可を要しない土地の証明願の処理状況（面積単位：㎡）

年度	地目別	件数	田	畑	計
平成 30		3	0.00	1,373.00	1,373.00
令和元		8	12.00	2,996.00	3,008.00
令和 2		10	0.00	2,886.00	2,886.00
令和 3		11	0.00	4,128.00	4,128.00
令和 4		6	230.00	848.00	1,078.00

2 選挙管理委員会

【選挙管理委員会事務局】

国または都道府県・市区町村の選挙に関する事務及び選挙に関する啓発事務を管理する独立の執行機関である。

(1) 委員の構成 定数 4 人

(2) 選挙人名簿登録者数（令和 5 年 6 月 1 日現在）

	男	女	計
選挙人名簿登録者数	264,959 人	270,000 人	534,959 人
内訳	衆議院千葉県第 4 区	132,918 人	133,669 人
	衆議院千葉県第 14 区	132,041 人	136,331 人

* 令和 4 年 12 月 28 日に衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区の区割りを改定する公職選挙法が施行され、船橋市の選挙区が千葉県第 4 区と千葉県第 14 区に再編された。

(3) 最近における選挙執行状況

選挙	執行日	当日有権者数	投票者数	投票率 (%)
県知事選挙	R3.3.21	522,377	190,823	36.53
市長選挙	R3.6.20	521,228	150,521	28.88
市議会議員補欠選挙	R3.6.20	521,228	150,434	28.86
衆議院議員選挙（千葉県第 4 区）	R3.10.31	463,083	244,013	52.69
衆議院議員選挙（千葉県第 13 区）		68,780	34,310	49.88
参議院議員選挙	R4.7.10	532,345	266,990	50.15
県議会議員選挙	R5.4.9	525,054	186,962	35.61
市議会議員選挙	R5.4.23	524,662	182,221	34.73

(4) 船橋市選挙公報について

船橋市選挙公報の発行に関する条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 172 条の 2 の規定により、昭和 49 年 12 月 24 日に公布、同日施行され、昭和 50 年 4 月の市長、市議会議員選挙より発行している。

選挙公報は新聞折込として、未購読世帯に対しては、郵送により配布するとともに市の公共施設にも置くこととしている。

なお、平成 25 年 6 月の船橋市長選挙から選挙管理委員会のホームページにも掲載している。

(5) ポスター掲示場について

船橋市選挙ポスター掲示場設置条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 8 項の規定により、昭和 57 年 12 月 28 日に公布、同日施行され、昭和 58 年 4 月の市議会議員選挙より実施された。これにより、市議会議員及び市長選挙におけるポスターは、定められた掲示場所以外に貼ることが出来なくなった。

3 監査委員

【監査委員事務局】

市の行政が法令及び条例等に基づき、公正で合理的かつ効率的に運営されるよう、市の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理並びに事務の執行を監査している。

(1) 委員の構成

- ◎定数 4人
- 識見選任者 2人（内1人は常勤監査委員）
- 議員選任者 2人

(2) 令和4年度監査執行状況

- 例月現金出納検査 9回
- 定期監査 市長部局等 14部局
- 工事監査 1工事
- 決算審査 一般会計、6特別会計、3企業会計、3基金の運用状況
- 健全化判断比率・資金不足比率審査
- 財政援助団体等監査 2出資団体、1補助団体、4指定管理者
- 住民監査請求 0件

4 公平委員会

【総務法制課】

人事行政の民主的かつ、能率的運営を図るため、職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講じ、及び職員からの苦情を処理するために設けられている。

(1) 委員の構成

- ◎定数 3人

(2) 登録職員団体（令和5年4月現在）

- 船橋市役所職員労働組合（昭和41年10月5日登録）
- 自治労船橋市役所職員労働組合（平成2年12月7日登録）
- 船橋市教職員組合（昭和44年4月23日登録）
- 船橋市立船橋高等学校教職員組合（平成29年3月24日登録）

5 固定資産評価審査委員会

【税務課】

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている。

(1) 委員の構成

- ◎定数 3人